

# 幕末期公家の家政「改革」と家法 — 「菊亭文庫」を中心に —

キーワード…幕末期、天保〜慶応期、今出川（菊亭）家、公家家臣、家政「改革」、家法

田中 曉 龍

桜美林大学リベラルアーツ学群

はじめに

筆者は、かつて宮内庁書陵部所蔵「柳原家僕定<sup>(1)</sup>」をもとに、幕末期の堂上公家、柳原家の家臣編成と家法について検討し、その一考察をおこなった<sup>(2)</sup>。公家家臣の編成については、これまでも研究が深められてきたが<sup>(3)</sup>、未だ十分に分らかにされていない点が多く、また時期的な変化についても研究蓄積が不足しており、家臣を含めた公家家政の実態解明が必要とされている。

加えて、公家家法の制定がいかなさされてきたかという課題についても、これまで享保期の一条家、宝暦期の三条家、寛政期の今出川家のほか<sup>(4)</sup>、文化期以降成立の広幡家の事例が知られるが<sup>(5)</sup>、未だ実態解明すべき課題が多く残されている。

そこで本稿では、専修大学図書館所蔵「菊亭文庫」の「日次記<sup>(6)</sup>」をもとに、幕末期の今出川家家臣の編成や家政と家法について一考察をおこないたい。

## 一 「日次記」の記述と今出川家家政

今出川家は家格が清華家で、家系は閑院家（西園寺庶流）、禁裏小番は内々、家禄は寛文五年（一六六五）時に一六五五・八石である<sup>(7)</sup>。すでに拙稿で、天明・寛政期の今出川家の家臣が諸大夫・家礼之諸大夫・侍・用人・近習・外様または表者といった階層によって構成された家臣編成だという点を明らかにしてきた<sup>(8)</sup>。

天明・寛政期の今出川当主、今出川実種（宝暦四

TANAKA Toshitatsu

Home economics Reform and Family Law of the Court Noble in the end of the Tokugawa period: A Case of Kikutai Bunko  
College of Arts and Sciences, J. F. Oberlin University

(一七五四) 〔享和元(一八〇一)年〕の日記<sup>9)</sup>の冒頭には、親族だけでなく「家僕」と記される家司の名前が記されていることから、このうち寛政二年と寛政一二年を抽出して掲げると、表1のように表すことができる。寛政二年に加えて寛政一二年も掲載したのは、寛政七年に一条忠良のもとから時季が末子として養子入りし、同一一年に日野資矩女(寿栄君)が猶子に迎えられ、同一二年に孫房君(尚季女)が記録されていることや、寛政五年から寛政一〇年までは実種が議奏を務めたことなどから、寛政前期と後期とは家政のあり方に違いが出てくる可能性があるものと考えたからである。

表1を見ると、諸大夫は山本・石田・中川・植田家から毎年七、八名が、侍は山本・湯口・中村(他の時期には植田家の場合もあり)から二名が任じられ、ほかに近習、青侍、禎子付、女房、家礼、隠居などの別があった。禎子付とあるのは、正室禎子が水戸藩徳川宗翰の女国姫であったことから、水戸家から供奉してきた家臣も含まれていたことが考えられる。寛政二年(一七九〇)時の家臣は五三名で、寛政一二年時は六五名となっており、全体として人数の増加が確認できる。これは隠居した者の七名分も考えられるが、女房の人数が若干減少する一方、禎子付の人数が倍増した点が大きな変化だと思われる。そしてこの間、子どもが増え、養子・猶子が増えていくことになったことが家臣全体の総枠を大きくしていったものと考えられる。

本稿の分析対象とする「日次記」は天保二年(一八三一)より明治三〇年(一八九三)まで残る。日付の箇所には日記を記し

た「当番」の名前がそれぞれ記されており、その名前ごとに筆跡が異なることや、一つ書きで「御使」「窺参 殿」「聖廟へ御代拝」「拝診」などの記述があり、当番の箇所に「備後守」「長門守」などが記されていることから、今出川家当主の日記ではなく、今出川家家臣の諸大夫等が記す役所日記だということがわかる。

「日次記」天保三年二月四日条(整理番号一一九三)には、「例年之通、二月朔日改二而諸大夫・侍官位年齢書御差出之事」と記され、議奏万里小路建房に諸大夫・侍の名簿を提出しており、この情報をもとにすると、表2のように表すことができる。

表2のごとく、諸大夫、侍の別は明らかであるが、近習以下の者たちの区別が判然としないことから、「近習または青侍」「女房」という括りで整理をおこなった。諸大夫と侍については、前述の寛政期同様、諸大夫は山本・石田・中川・植田家から任じられるも、侍は山本・湯口・中村は同様だが、上原・植西家に加わっている。この記載が家臣全体を示しているかは不詳だが、寛政期の家臣編成よりは若干縮小されたようにも思える<sup>10)</sup>。

表2の天保二年次の諸大夫の中川任重の場合、一九歳であったことから、侍の湯口好直が連名していること、同じく諸大夫植田成徳二五歳の場合も、侍の上原房明六九歳が連名している。そして同年三月六日条では、当番の箇所が湯口好直のみで「依所旁不参備後守」と記されているケースがある。これらのことから、「日次記」が諸大夫と侍が家政を記録したものだ

表1 寛政期の今出川家家臣一覧

| 寛政2年        |              |       |    | 寛政12年      |        |         |         |          |      |        |      |    |
|-------------|--------------|-------|----|------------|--------|---------|---------|----------|------|--------|------|----|
| 諸<br>大<br>夫 | 山本親臣         | 従四位下  | 62 |            |        | 山本親臣    | 正四位下    | 72       |      |        |      |    |
|             | 中川嘉時         | 従四位下  | 53 |            |        | 山本順親    | 正五位下    | 56       |      |        |      |    |
|             | 山本順親         | 従五位上  | 46 |            |        | 石田為治    | 郡代、正五位下 | 59       |      |        |      |    |
|             | 石田為治         | 従五位下  | 49 |            |        | 山本親師    | 修理、従五位上 | 33       |      |        |      |    |
|             | 中川定志         | 従五位下  | 26 |            |        | 石田安治    | 従六位上    | 18       |      |        |      |    |
|             | 山本親師         | 正六位下  | 23 |            |        | 植田成章    | 元方・納戸   | 32       |      |        |      |    |
|             | 植田存経         | 正六位下  | 40 |            |        | 中川定春    | 従六位上    | 12       |      |        |      |    |
|             |              |       |    |            |        |         |         |          | 山本周親 | 従六位上   | 11   |    |
| 侍           | 山本直安         | 正六位下  | 71 |            |        | 湯口篤敬    | 従六位下    | 46       |      |        |      |    |
|             | 湯口堯壽         | 従六位下  | 53 |            |        | 中村義令    | 従六位下    | 47       |      |        |      |    |
| 近<br>習      | 中村義令         | 用人    | 37 | 波多野成章      | 納戸・蔵方  | 22      | 長野氏一    | 台所・元方・蔵方 | 51   | 伊藤承定   | 修理   | 30 |
|             | 長野氏一         | 台所・納戸 |    | 川口正秀       |        | 21      | 堀清周     |          | 64   | 湯口直好   |      | 19 |
|             | 堀清周          | 修理職   | 53 | 中川定保       |        | 18      | 長谷川古顕   |          | 44   | 中村義信   |      | 19 |
|             | 本多守序         | 台所・納戸 |    | 山本次政       | 蔵方     |         | 川口正秀    | 納戸       | 31   | 本多正春   |      |    |
|             | 長谷川古顕        |       |    | 三輪有積       | 代官・修理職 |         | 中川定保    | 代官       | 28   | 山本為次   |      |    |
|             | 円山通見         |       | 59 | 村上米五郎      |        |         | 上原房明    | 蔵方・台所    | 38   |        |      |    |
|             | 上原辰房         | 隠居    | 53 | 上原房明       |        |         | 内藤秀勝    | 台所・元方・代官 | 38   |        |      |    |
| 青<br>侍      | 玉井武成         |       |    |            |        | 田村九十九忠正 |         | 26       |      |        |      |    |
|             | 山本七郎         |       |    |            |        | 榊登徳     |         | 30       |      |        |      |    |
|             |              |       |    |            |        | 本多正宿    |         | 18       |      |        |      |    |
| 禎<br>子<br>付 | 湯口兼之         | 伝代    |    |            |        | 安藤内匠    | 伝代      |          |      | 越貞斎    | 医師   |    |
|             | 丹生慎庵         | 医師    |    |            |        | 安嶋七郎右衛門 | 用人      |          |      | 信子(民尾) | 若年寄  | 40 |
|             | 村松勝親         | 用人    |    |            |        | 村松此西    | 奥番      |          |      | 長子(久尾) | 表使   | 30 |
|             | 竹隈弾右衛門       | 右筆    |    |            |        | 片島定右衛門  |         |          |      | 喜勢     |      | 23 |
|             | 安田藤十郎        | 勘使    |    |            |        | 竹内義助    |         |          |      | 志計     |      | 17 |
|             | 福嶋儀助         |       |    |            |        | 武隈弾右衛門  | 取次      |          |      | 宇多     |      | 17 |
|             |              |       |    |            |        | 野綱鉄之助   |         |          |      | 八千代    |      | 14 |
|             |              |       |    |            | 武隈秀蔵   |         |         |          | 留与   |        |      |    |
| 女<br>房      | 房子(川口正税女)：老女 |       | 68 | 芳子(花子妹) 侍女 |        | 40      | 房子      | 老女、隠居    | 78   | 堅子(久米) |      | 45 |
|             | 茂子           | 老女    | 74 | 柳子         | 侍女     | 20      | 時子      | 老女       | 33   | 則子(万喜) |      | 25 |
|             | 有子           | 若年寄   | 39 | 安子         | 侍女、膳所人 | 17      | 崎子      | 若年寄      | 30   |        |      |    |
|             | 守子(八重)       | 表使    | 35 | 石：正姫乳母     | 侍女     | 17      | 守子(浅野)  | 表使・隠居    | 45   |        |      |    |
|             | 花子(久)        | 侍女    |    | 吟：俊姫乳母     | 侍女     | 30      | 藤子(閑屋)  | 侍女       | 17   |        |      |    |
|             | 愛子           | 侍女、表使 |    | 佐濃         | 侍女     | 24      | 幸子(八重)  |          | 29   |        |      |    |
|             | 増子           | 侍女    | 24 | 信子         | 侍女     | 29      | 茂子(久)   |          | 40   |        |      |    |
|             | 幸子           | 侍女    | 24 |            |        |         | 安子(多喜)  |          | 17   |        |      |    |
| 家<br>礼      | 堀川忠弘         | 正五位上  | 45 |            |        | 堀川重弘    | 従五位下    | 23       |      |        |      |    |
|             | 堀川重弘         | 正六位上  | 13 |            |        | 秦武重     | 正六位下    |          |      |        |      |    |
|             | 三浦伊織         |       |    |            |        | 武静      | 従六位下    |          |      |        |      |    |
|             | 三輪式部         |       |    |            |        | 円山将曹    |         |          |      |        |      |    |
|             | 円山泰次郎        |       |    |            |        | 三浦伊織    |         |          |      |        |      |    |
|             | 酒井右膳         |       |    |            |        | 吉田宰起    |         |          |      |        |      |    |
|             |              |       |    |            |        | 片山瀬平    |         |          |      |        |      |    |
| 隠<br>居      |              |       |    |            |        | 中川定志    | 従五位上    | 36       |      |        |      |    |
|             |              |       |    |            |        | 堀川宗甫    | 入道四位忠弘  | 54       |      |        |      |    |
|             |              |       |    |            |        | 河野莉山    | 刑部入道通兄  | 69       |      |        |      |    |
|             |              |       |    |            |        | 本多守序    |         | 64       |      |        |      |    |
|             |              |       |    |            |        | 山本義武    |         | 38       |      |        |      |    |
|             |              |       |    |            |        | 村上義武    |         | 32       |      |        |      |    |
|             |              |       |    |            |        |         |         |          |      |        | 伊藤理仲 | 72 |

\* 1 「実種公記」の記述をもとに作成(数字は年齢を表す)

表2 天保～慶応期の今出川家家臣一覧

|                     | 天保2年   | 天保3年                     | 安政5年   | 文久2年  | 文久3年   | 元治元年   | 慶応元年   | 慶応2年  | 慶応4年   |
|---------------------|--|--------------------------|--|---|--|--|--|---|--|
| 諸大夫                 | 山本親道<br>従五位上<br>右京亮伊豆守   | 33<br>山本親道<br>右京亮<br>伊豆守 | 石田吉治<br>豊後守  | 石田吉治<br>豊後守   | 58<br>石田吉治<br>豊後守  | (石田吉治)<br>豊後守  | (石田吉治)<br>豊後守  | (石田吉治)<br>豊後守   | (石田吉治)<br>豊後守  |
|                     | 石田吉治<br>正六位下<br>豊後守  | 27<br>石田吉治<br>豊後守        | 植田成徳<br>長門守  | 植田成徳<br>長門守   | 56<br>(植田成徳)<br>長門守  | (植田成徳)<br>長門守  | (植田成徳)<br>長門守  | (植田成徳)<br>長門守   | (植田成徳)<br>長門守  |
|                     | 中川任重<br>備後守  | 19<br>中川任重<br>備後守        | 中川定静<br>肥後守  | 中川定静<br>肥後守   | 35<br>中川定静<br>肥後守  | 中川定静<br>肥後守  | 中川定静<br>肥後守  | 中川定静<br>肥後守   | 中川定静<br>肥後守  |
|                     | 植田成徳<br>従六位上<br>長門守  | 25<br>植田成徳<br>長門守        | 植田成脩<br>筑前守  | 植田成脩<br>筑前守   | 25<br>植田成脩<br>筑前守  | 植田成脩<br>筑前守  | 植田成脩<br>筑前守  | 植田成脩<br>筑前守   | 植田成貞<br>筑前守  |
|                     |  |                          | 山本親義<br>伊勢守  | 23<br>山本親義<br>伊勢守   | 山本親義<br>伊勢守  | 山本親義<br>伊勢守  | 山本親義<br>伊勢守  | 山本親義<br>伊勢守   | 山本親義<br>伊勢守  |
| 侍                   | 湯口好直<br>従六位上<br>出羽介  | 53<br>湯口好直<br>出羽介        | 植西明信<br>近江介  | 植西明信<br>近江介   | 74<br>(植西明信)<br>近江介  | (植西明信)<br>近江介  | (植西明信)<br>近江介  |   |  |
|                     | 上原房明<br>従六位下<br>丹波介  | 69<br>上原房明<br>丹波介        | 山本明命<br>筑後介  | 山本明命<br>左衛門権<br>大尉  | 63<br>山本明命<br>左衛門権大<br>尉   | 山本明命<br>左衛門権大<br>尉   | 山本明命<br>左衛門権大尉   | 山本明命<br>左衛門権大尉  | 山本明命<br>左衛門権大<br>尉   |
|                     |  |                          | 中村温知<br>安房介  | 中村温知<br>安房介   | 49<br>中村温知<br>安房介  | 中村温知<br>安房介  | 中村温知<br>安房介  | 中村温知<br>安房介   | 中村温知<br>安房介  |
|                     |  |                          | 植西明俊<br>薩摩介  | 植西明俊<br>薩摩介   | 44<br>植西明俊<br>薩摩介  | 植西明俊<br>薩摩介  | 植西明俊<br>薩摩介  | 植西明俊<br>薩摩介   | 植西明俊<br>薩摩介  |
| 近習<br>また<br>は<br>青侍 | 長野織部<br>波多野縫殿<br>本多外記<br>松本雅楽<br>長谷川隼人<br>堀勘解由<br>川口主税<br>村上中務<br>円山主税<br>植西右衛門<br>隠 長野玄昌<br>浜崎主水<br>堀川但馬守 |                          | 中村右兵衛<br>植西右衛門<br>長野織部<br>波多野縫殿<br>本多外記<br>松本雅楽<br>長谷川隼人<br>堀勘解由<br>川口主税<br>村上中務<br>川口右京<br>湯口修理<br>山本左近<br>人見泰造<br>望月玉泉<br>平柳上部 | 長野織部<br>波多野縫殿<br>本多外記<br>松本雅楽<br>長谷川隼人<br>堀勘解由<br>川口主税<br>村上中務<br>円山主税<br>植西近江介<br>長野玄昌<br>隠 長野玄<br>浜崎主水<br>堀川但馬守 | 長野織部<br>波多野縫殿<br>本多外記<br>松本雅楽<br>長谷川隼人<br>堀勘解由<br>川口主税<br>村上中務<br>円山主税<br>植西右衛門<br>人見泰蔵<br>望月兵部<br>浜崎主水<br>堀川但馬守 | 長野織部<br>波多野縫殿<br>本多外記<br>松本雅楽<br>長谷川隼人<br>堀勘解由<br>川口主税<br>村上中務<br>円山主税<br>人見泰蔵<br>望月兵部<br>田原兵庫<br>高橋自馬 | 田中蔵人<br>柏木宮内<br>高橋主幹<br>大沢大炊<br>大西要人<br>奥田伊織<br>小笹忠二郎<br>大西仙二郎<br>山本次郎兵衛<br>藤木次郎七<br>山本栄二郎<br>河村勘兵衛<br>増田徳兵衛 | 長野織部<br>波多野縫殿<br>本多外記<br>松本雅楽<br>長谷川隼人<br>堀勘解由<br>川口主税<br>村上中務<br>円山主税<br>植西右衛門<br>湯口采女<br>人見泰造<br>望月兵部<br>高橋自馬 | 田中蔵人<br>柏木宮内<br>高橋主幹<br>藤井大炊<br>矢田主殿<br>大西要人<br>奥田伊織<br>小笹忠二郎<br>大西仙二郎<br>山本次郎兵衛<br>藤木次郎七<br>山本栄二郎<br>河村勘兵衛<br>増田徳兵衛 |
| 女房                  |  |                          | 佐竹主馬<br>大沢大炊<br>奥田頼母<br>大西数馬<br>奥田伊織<br>小笹忠二郎<br>井内権之進<br>山本治郎兵衛<br>片岡伊兵衛<br>藤木治郎七<br>川村基兵衛                                      | 老女三河<br>老女園浦<br>まい<br>なを<br>いそ<br>いし<br>ひさ<br>金助<br>縁<br>小蝶<br>飯糰   | 老女三河<br>老女花崎<br>こと<br>久<br>松本雅楽<br>八重<br>なを<br>つね<br>かつる<br>小頭   |  |  |   |  |

\* 1 「菊亭文庫」の「日次記」の記述をもとに作成（数字は年齢を表し、カッコ書きの人名は隠居者を表す）

\* 2 安政5年次の「近習または青侍」の箇所はすべて近習または青侍（「女房」の名前は無し）

と判断できる。

一方、文久元年（一八六一）二月二二日条（整理番号一三〇六）には、和宮降嫁の江戸下向にともなう今出川家供方が記録されており、そこには諸大夫（石田吉治・中川定静・山本親義・前駆）三人、雑掌一人、用人二人、医師一人、針治一人、近習（側目付加番共）一六人、青士六人、小頭四人、刀指（諸大夫以下之供共）三八人、下部三三人、合士分以上三〇人、小頭以下七五人とされており、これが平常時の家臣の総体とまでは言えないが、概ね寛政期の総数に近く、大きな総数の変化はなかったと考える。

「日次記」には、公家、禁裏、院との連絡はもちろんのこと、非蔵人口への使いのほか、諸公家・武家との贈答関係、計報・慶事関係の記事、さらには京都所司代や禁裏附との連絡などが逐次記されている。

特に公家の場合、撰家の一条家・鷹司家、清華家の徳大寺家・西園寺家との関わりを示す記述は多い。実際、今出川公久（一八〇六〜一八三六年）母が鷹司輔平女致子、公久弟（賀麿）が鷹司政熙末子、今出川実順（一八三二〜一八六四年）室が鷹司政通女美津子、今出川脩季（一八五七〜一九〇五年）が実鷹司輔熙末子で、母が鷹司政通女榮（一条忠良女崇子）、今出川公規（一六三八〜一六九七年）は徳大寺公信男、今出川伊季（一六六〇〜一七〇九年）女が西園寺公晃室、今出川誠季（一七一三〜一七四六年）父が西園寺致季、今出川実種（一七五四〜一八〇一年）が西園寺公晃男、実種女光子が徳大寺公迪室などのように、上記四家とは江戸時代を通じて、相互

に縁戚関係を形成している。

武家との関係では、水戸家や一橋家、紀伊家、尾張家など御三家・御三卿などと縁戚関係をもっていた。今出川公詮（一六九六〜一七三二年）女徳子が紀州藩徳川宗将室、今出川誠季女定子が紀州藩徳川治貞（伊予西条藩松平頼淳）室、今出川公規女季が水戸藩徳川綱條室、今出川実種室が水戸藩徳川宗翰女禎子、今出川公久女美賀子（養父が一条忠香）が一橋慶喜室、公規女が常陸府中藩松平頼明（徳川頼房の孫松平頼福男）室、今出川公言（一七三八〜一七七六年）女忠子が伊予西条藩松平頼謙（徳川宗将男）室などとなっている。

このほか井伊家・京極家・吉川家・前田家・池田家・伊達家等との交流の記載がみられ、今出川実順か脩季かの息子が越後与板藩井伊直安の養子、今出川経季（一五九四〜一六五二年）室が小浜藩京極高次女、公規室が丸亀藩京極高和女宮子、公規母が岩国藩吉川広正女であり、このほか縁戚の鷹司政通や徳川斉昭を通じて、加賀藩前田慶寧の継室範姫が鷹司政通養女、鳥取藩池田慶徳の父が徳川斉昭、仙台藩伊達慶邦室が鷹司政熙の女であったことなどを確認できる。

「日次記」天保七年一月二五日条（整理番号二二二）によれば、今出川公久が天保七年八月一七日、三一歳で没してから四九日が経ち、「故御所様為御遺物被進、左之通」ということで、形見分けとして「水戸様」<sup>（徳川斉昭）</sup>「松平左京大夫」<sup>（頼房）</sup>「京極長門守」<sup>（徳川齊昭）</sup>「紀伊様」<sup>（前啓）</sup>「松平式部大輔」<sup>（高良）</sup>「京極志岐守」<sup>（頼房）</sup>「吉川監物」<sup>（頼房）</sup>等に、花生や料紙箱、煙草盆などの品物を分けたことが記されており、それぞれ密接な縁戚関係をもっていたことが伺える。

こうした親戚筋の武家による経済的な助成については、別途検討する必要があるが、慶応二年（一八六六）二月六日条（整理番号一三二六）には、次のような史料を見出すことができる。

口上之覚

昨冬御助成之儀、御頼之廉茂御座候ニ付、此度国産砂糖入札、来ル三月十日初会相催候ニ付、御懸り御役人之内、乍御苦勞御出張ニ被下候様在所表分申越候間、此段奉願候、以上、

二月六日

京極佐渡守留守居 永田彦四郎

右史料によれば、丸亀藩の京都留守居永田彦四郎からの文書が記載され、そこには「昨冬御助成之儀」「御頼之廉」と記され、国産砂糖の入札が開催されることと、今出川家諸大夫に出張を依頼していることがわかる。これ以上のことは詳述できないが、まずは経済的な助成を縁戚の京極家に様々に依頼している状況の一端が伺える<sup>(11)</sup>。このほか、菩提寺の本圀寺<sup>(12)</sup>をはじめ、鎮守、上御霊社、庚申堂、薬師堂との交流を示す記述がみられる。

今出川家家臣編成に関して確認できたことは、当主の代替わり等の機会に、人事変更がおこなわれている点である。幕末期の今出川家の場合、当主が若くして亡くなっており、今出川公久の場合、天保七年八月一七日に三十一歳で没した。公久が亡くなって百箇日が過ぎた段階で、「日次記」天保七年一月二五日条（整理番号一二二二）に次のような記載がみられる。

一 御使

中川備後守隼人

右者、先達而分不慎ニ付、差控被仰付候処、以御憐愍今日差控被 免、自今未勤被 仰付、且遠方他出被相止候、賜物六石被下之候事、但、右之条々書付持参也、右被仰渡之条々御請申上候、

一 先達而分随意出勤被 仰付 中川備後守・上原丹波介

有之候処、追々及老年候ニ付、隠居被 仰付賜物格別之

御憐愍を以隠居録<sup>(13)</sup>四石別段式石御加増都合六石被下

之、尤当時相続人無之二付、御加増有之、相続人相願候

上者、御家族祿被相止候事、

右段々御憐愍之御沙汰難有御礼申上候、 丹波介

一 依願隠居被仰付候事、 堀大和介

右

一 依多年勤勞六位侍御取立被 長谷川隼人

仰付、小折紙差出候義、当年 御重服ニ付、被為済後可

差出旨、且御役所被 免、諸大夫詰所常加勢被 仰付候

事、

一 右同断ニ付、長谷川隼人御取 村上刑部

立之後、六位侍被 仰付候旨被仰渡、且御取締相勤罷在

候処、今度被 免候事、

右、結構ニ被仰付難有御礼申上候、長谷川隼人・村上刑部

一 御勘定役被 免候事、 植西雅楽

一 御納戸役被 免候事、 山本采女

一 御作事役<sup>(14)</sup>御両役被 免候事、 堀主水

一 御作事役依願被 免事、 中村右兵衛

一 書記方依願被 免事、 川口主斗

天保七丙申年

右史料から、後半部で勘定役や納戸役などの役職を免じられる者達が多く記載されているが、前半部には長谷川隼人と村上刑部がともに六位侍に取立となり、長谷川は諸大夫詰所に常加勢となり、村上が取締の務めとなったことがわかる。

同様に、公久の息実順が元治元年（一八六四）九月五日、三三歳で没して、四九日が過ぎた元治元年一月二三日条（整理番号一三二一）には、次のように記されている。

一再勤後家禄六位同様被 下置候処、嚴敷 植田筑前守  
御省略中ニハ候得共、格別御憐愍ヲ以明年

今壹石御加増同例同様被 下候事、

一右同様御近習並被 下置候処、同断ニ付、 中村安房介

明年今玄米五斗御加増同列同様被下候事、

一御鎮守掛被 免候事、 植西薩摩介

一御鎮守掛被 仰付、 波多野縫殿

一御蔵方御役所本役被 仰付、 本多外記

一御作事方被 免、 長谷川隼人

一明春今御所様御手習役被 仰付、長谷川隼人・堀勘ケ由

一御作事方被 仰付、 川口主税

一明年今嚴敷御省略ニ付、永之御暇被 仰出、 浜崎主水

右、久々所旁ニ付、松本雅楽へ相達ス

一玄米五斗御加増家禄ニ被 仰付、 円山主膳

一御定禄半減壹石五合被 下、明春今宿番被 仰付 植西右衛門

一明春今奥勤被 召出、家禄半減式石五合被 湯口孝之助

下置、

但シ、是迄御憐愍ヲ以被 下置候扶持方被 止候事、

右之通被 仰付候事、 演舌 定静・親義

一右、何レ茂難有仕合御請御礼申上候、 交名如前

一過日今難髪儀願出候処、暫之御差留ニ相成

候処、今日御聞濟之上、尚亦一兩年御差留 三河

之上願之通老女退役被 仰付、更ニ若様方

御守被仰、且又格別之思召ヲ以俸禄其俣被

下置候事、

一右、難有御請申上候、 同人

一老女御取立旧号美濃と呼名被下、 せ崎事美濃

一右、難有仕合御請申上候、 同人

一当冬御省略御年限ニ付、一流旧禄可被下之処、近年殊之

外御物入相心高弥以御勝手向御不如意ニ付、尚又来丑年

今巳年迄五年之間式格之御儉約被 仰出、右ニ付、尚又

是迄通減禄被仰付、乍併当時節柄ニ付、為御物成御増米

之内ヲ以、左之通増被 下候事、

一式石宛 肥後守・筑前守・伊勢守

一壹石八合宛 左衛門大尉・安房介・薩摩介

一壹石六合宛 織部

一壹石宛 縫殿・外記・雅楽・隼人・

勘ケ由・主税・中務・主膳・

孝之助

一六合宛 美濃・三河

一四合 小頭金助

右、何茂御請御礼申上候、

右史料によれば、前半部では鎮守掛、蔵方役所本役、作事方、御所様手習役、老女などの役職に、新人事が配置されていることがわかり、後半部では翌年より五年間の儉約を計画していることから、減祿とされている状況に対して物成増米より諸大夫以下に、二石、一石、六合、四合等の割合で下賜されていることがわかる。このように、当主の代替わりを機に、役職の再編成や家祿についての加増がなされていたことが明らかになった。

## 二 家政「改革」と家法

今出川家の家法に関しては、すでに拙稿<sup>13)</sup>で寛政期の家法「家内式目<sup>14)</sup>」を分析し、もともと今出川誠季が家臣に対する仕来りを規定したものを孫の実種が加筆・整序して寛政二年に編纂し、その後加筆または筆写されたことを明らかにした。ここでは、家臣の格式から俸祿、供先や代参、来客の事のほか、政務や所領支配の心得、郡代・代官・元方・台所・普請方・蔵方・納戸方等の役儀に至るまで、多くの規定がなされていた。また拙稿<sup>15)</sup>では、当主実種の命に違背する諸大夫の存在があり、諸大夫をはじめと侍・近習らが徒党・連判に及ぶという家内騒乱が寛政四年に起きたことを明らかにし、家法成立の背景に、家臣統制への対策や、家政の秩序維持の措置という危機感の存在を指摘した。

こうした家法がどのような変化を遂げて幕末に至ったか、こ

れまで未検討であったが、「日次記」にその手がかりの記述がみられるので、やや長大ではあるが、次に安政六年二月朔日条(整理番号一三〇一)を引用する。

一御使 行向 波多野縫殿・長野織部 植田長門守宅江

右者、此度被 仰渡候 御直書一通、左之通、

一先代実種公御定目在之二付、勘定帳当春今度可差出様申付候処、漸此頃差出之事、

一家領米無相談茂多分二他向江差入之事、

一元方帳面借り入帳出入落脱之事、

一改革之義二付、無勘定茂度趣意相違之事、

一井上右衛門江打任候二付、銀方気配悪相成候事、

一同列之者江無相談も被下米等取斗候茂在之候事、

一春米勘定書差出旨申付置候処、帳面不差出之内、無相談も大金借り入、且返済応対之廉も在之事、

一春米今度勘定書等可差出候様申付候処、不差出之内退

役隠居願之事、

一借り入高七、八千兩程等申処、莫太之御借り入高相違之事、

一元方雖新役趣意違在之、内得不致旨相聞候事、

外二切紙二而口状書一通持参左之通、

一右ケ条心得違二付、急度御沙汰も可在之処、格別御憐愍ヲ以無沙汰候事、

一月勘定五日迄二勘定方江可差出候事、

一年勘定毎年二月中差出可申事、



一 諸向御借入金銀返濟之儀同列江茂相談之上取斗可申候、且新規御借入之儀者、尚又相談之上取斗可申事、

一年々御取納米高相定候義相談之上可令治定候事、且帳面差出之事、

一 過日分所勞之処、追々順快之様相聞候間、来五日分押而出勤可致候事、

一家中向雜事向後取上申間敷候事、

右

右之通被 仰渡候、右二付御請書二被 差上候様申述候処、何事も不都合之段深奉恐入候、右二付、差控之儀相伺申度旨二付、兩人承り引取申候事、

一 御使

植田長門守宅へ

行向 波多野縫殿

右者、前ヶ条書之通被 仰渡候上ハ、別段差控ニハ及不

申趣申参候、難有則御請書差上候、左之通、奉書得所表三之儀

乍恐奉差上御請書

一 御先代様御定目以下御直書を以ヶ条之廉々奉拜見申上方

茂無御座、不行届之次第深奉恐入候、依之嚴重御咎メ可

被為在哉二廉々恐入罷在候処、格別之御憐愍ヲ以無御沙

汰、段々被 仰渡微骨身難有仕合奉存候、且別段二被 仰

渡之次第、是又奉承服一々謹而奉畏入候、夫々二被仰付

之条々、急度相守可申候、右御請如斯ニ御座候、頓首、

未十二月朔日

植田長門守印

中村安房介

一 右者、長門守同様ニ御尋之筋有之候処、新役心二任兼々

儀も有之候処、新役心二任兼候儀も有之候趣相聞候ニ付、別段御尋無之、此後心得違無之精勤可致様被 仰付候事、

右一統列座二而被 仰渡候事、石田豊後守申述候事、

一 石田豊後守へ

此度御勘定目附役被 仰付、尤元方役辺ニ相離レ居候心

得二而相勤申候様被 仰付処、難有仕合奉存候得共、近年莫太之御大借二相成、右御役御請申上候而ハ大二心配

仕候、既ニ先年吉治御勝手向御役相勤罷有候処、御幼

少之折柄ニ、彼是悪敷目論見ヲ相工同意之者有之、偽ヲ

以外御役江相願候ニ付、私共於役所不調法無之様乍恐奉

存候、其節退役ニ相成、仍而御勝手向携不申候、然ル処

近年存外之御大借ニ相成候段奉恐縮候、最早及老年諸事

難行届奉存候間、再三御断申上候処、從 御先代無之御

大借金相成、一入御心配 思召候間、達而相勤候様被

仰付候ニ付、御請申上候事、

一 中川肥後守へ

此度勘定目附役被 仰付之事、則御請申上候、尤一統列

座二而植西近江守・山本筑後守へ被 仰付、近江介申述

候事、

一 御門所番 加藤金助

先達而一代御門所番被 仰付候処、此度御改革ニ付、向

後半季交代之儀相伺候様被 仰渡候、尤勤向も行届キ兼

候次第も有之候間、一々相成丈氣ヲ付精勤致シ候様植西

右衛門分申渡入事、

一 植田筑後守

父長門守格別之蒙 御憐愍難有御礼申上候事、

右史料の前段から、今出川当主実順(二八歳、正三位・右近衛権中将)が近習の波多野縫殿・長野織部を使者として遣わし、諸大夫植田長門守に一〇ヶ条の直書一通でこれまでの罪状を、七ヶ条の切紙一通で今後の措置を植田に告げ、植田が使者を通じて「差控」の確認をするものの、それには及ばないことが伝えられ、植田が恐れ入った旨、請書を提出したことがわかる。

また史料の後段から、この件を家臣一統に申し渡し、侍中村安房介に精勤を命じ、諸大夫石田豊後守には、当主の幼少時に悪事を企てたことから勝手向から外れてきたが、莫大な借金を抱える実情から(高齢を理由に辞退してきたが)職務を請け、このたび勘定目付役に任命して元方役からは離れて勤めてきたこと、中川肥後守には勘定目付役に任じること、御門所番の加藤金助には、一代門所番を命じてきたが、この度の「改革」につき、今後半季交代とし精勤するように申し渡された。

前段の植田長門守の罪状には、祖父実種の「定目」を踏まえ、勘定帳を当春から差し出すように命じたが漸く提出された事、家領米を相談無く他所に移した事、元方帳を借入れ出入落脱とした事、勘定無く改革の趣旨に相違した事、井上右衛門へ任せて借銀を膨らませた事、同士に相談無く給米を取り計らった事、春米勘定書を提出せず相談無く大金を借入れて隠居を願った事、七、八千両程との申告とは相違し莫大な借入高である事、新役の元方に不満をもっていた事などがあげられてい

た。

今後の措置については、月勘定は五日まで、年勘定は毎年二月中に差し出す事、借入銀返済のことも同列に相談をし、新規借入も相談のうえおこなう事、毎年の収納米高を決める時には相談をして帳面を差出す事、体調が少しずつ快復してきたことから来たる五日からは出勤をする事、家中の雑事は今後関わらない事などが仰せ渡された。

安政期においても、まず当主実順の祖父が定めた寛政期の家法を前提としていることが今回明らかになり、かつ安政期が今出川家にとって「改革」を目指す家政の大きな画期であったことがわかる。

ここでは、七、八千両程という莫大な借入高を抱え、その要因としては、実順の父公久が天保七年に三一歳の若さで没し、幼い当主に交代した時に諸大夫から家来の勘定帳の管理不正や浪費、家領米の横流し等があったと考えられる。

ちなみに、寛政期の家法「家内式目」の「元方之事」には、「専儉約、万事無費様可令沙汰事」、「金銀借用之事、返済不滞様可取斗事」、「定月番毎月勘定不可怠事」、「などと明記されており、まさに家法に違反する行為が重ねられていたことになる。

右史料が記された年の前年(安政五年)には、幕府が朝廷に求めた日米修好通商条約への勅許を出すことに反対し、当主実順も列参に加わっていた。いわゆる廷臣八八卿列参事件である。列参の結果、孝明天皇が条約締結反対の立場を明確にし、参内した老中堀田正睦に勅許不可を下し、幕府は勅許を得られ

ないまま条約に調印する一方、天皇は条約勅許を頑なに拒否する姿勢を継続した。この後、幕府は尊王攘夷派や一橋派を弾圧し（安政の大獄）、公家側からも多くの処罰者が出ることとなった。

実順は直接の処罰を受けたわけではないが、処罰された鷹司政通との姻戚関係があり、当事者を親族にもつていたことから謹慎をしていたことが考えられる。こうした内外の危機的な状況のもと、意識的な変化が家政の「改革」に向かわせたことは十分に考えられる。「日次記」安政五年二月二七日条（整理番号一二九七）によれば、従来、今出川と菊亭の両称号を使ってきたが、寛政期以後は今出川を用い、安政五年末以後は菊亭の称号を用いることにしたことが記されている。このことも、実順の「改革」を意識した表れの一つと考えることができる。さて、時期は前後するが、実順の父公久が当主だった時期、「日次記」天保二年二月朔日条（整理番号一一八九）には、次のような家法に関する記載があるので、引用する。

一 今夕方御家中輩依 召出仕候、被 仰之趣如左、

家中之輩給録之事、従前々当人十五歳已上出勤之上、

諸大夫 八石式人扶持

近習 五石壺人扶持

右定有之処、実子・養子等相統継目之間、甚難洪之趣相聞候、依之格別以憐愍、已後前書定之通、家録同様與遣之間、尚以可情勤候、出動後可遣之事、尤此後自然無実子・養子相統於有之者、身分相応之人体を以致取組、不都合之義無之様可相心得候事、

右之通、於申付者、已来勤方万事可相心得、若心得違之儀於有之者、急度可申付事、

但、諸大夫男初官位後并父子勤近習父子勤六位侍・用人其外隠居等之輩前々定之通可相心得候事、

二月一日 御花押

右之趣、御直書を以被 仰付、諸大夫列席二而夫々江申達候事、尤若相統之者病氣危篤之節実子無之、養子相統於有之者、危篤之節取組候心得二而、随而早々取組相統無闕趣相心得可申候、其余 仰之趣以演述夫々江申達候事、

今出川公久が当主であった時期の記載として、さらに「日次記」天保三年二月二五日条（整理番号一一九六）に家法に関する記述があるので、以下の記載を掲げる。

一 今度左之通、以御書付被 仰渡、

一 依有多年勤勞六位侍 堀修理

取立 免賄方

用人 免書記方 長谷川隼人

賄方 免蔵方 植西雅楽

蔵方 免納戸方 本多主殿

雖新家父子勤以憐愍従来其出番、 植西義一郎

右之通、今度申付之者也、

天保三年臈月 (花押)

一 当家近習之家

上原 堀 長谷川 長野 中村

右、雖准旧家或新家各依経六位侍、自今可為旧家之列事、

一 本多

右、雖為新家當時依及四代自今可為准旧家之列事、

一 植西 松本

右、新家之分、父子勤之儀從先々雖被禁之、以憐愍自今息及十五歲之節、以願書出勤之儀可相願、但、其父之依人柄勤向并依本人柄不及其沙汰事、

但、其余已後若取立之新家於有之者、非此定可有時

宜、

養子之事

一 諸大夫一統并旧家近習之輩、年齡四十歲以前、從他家年長之養子停止之事、

但、近習及年長尚勤之人体、以其心得猥不可及沙汰事、

一 雖為幼少養子、相成丈実子相見合可相統、且身分不相應之養子堅有間敷事、

一 諸大夫年長之養子者、官位昇進之後聞其心得可為肝要事、

一 新家近習之輩、年齡五十歲以前、年長養子可為停止、雖為幼少養子及十五歲之時、父凡不及四十歲者、是又出勤相願之儀、格別之無子細者、不可有其儀之事、

天保三年臈月

(花押)

一 夫々被 仰渡銘々難有 御請申上候、且一統江被 仰渡之趣、是又一統難有御請申上事、

一 多年誠実之勤向依之從來春御切米五斗御加増被 仰付候

事、

一 右、難有仕合御請申上候

同人

前述した寛政期の家法「家内式目」には、「俸棒祿之事」について、「諸大夫祿家督六石、六位侍祿六石、近習祿五石、部屋住三石」などと記され、「家内式目」には、諸大夫が八石、近習が五石と規定されており、諸大夫・近習に「式人扶持」「老人扶持」が加わっているものの、概ね寛政期の規定が堅持されていたことがわかる。

そして寛政期家法の「家中家之格式」には「諸大夫之輩、於実子者不抱新古、不経近習而元服之後可申初官位事、」「雖養子、少年之輩者如実子、若成長之上為養子者、旧家之輩、則近習之上、新家之輩、加近習列、勤仕及三四年之後、其人柄無子細者、可令申初官位事、」「雖譜代家、不相統之輩及數輩者、其家可為断絶事近年家本家之類也」等と相統に係わる規定があり、天保期の実情としては、家臣の再生産が厳しい状況を迎えており、「病気危篤」の末期の養子については事前の措置を検討しておくことで立ちゆかなくなることを防ごうとしたと思われる。

実際、寛政期の「家中家之格式」には「近習家及四五代者、各為旧家、但、近年以旧号取立之家者、以取立之人可為初代事、」「当時近習旧家之分、山本・湯口・村上・川口等也、准旧家者、波多野・中村・長野等也、新家者、堀・本多・長谷川・上原・三輪・中川等也、」「新家取立猥有間敷事、以旧号雖取立、格別無子細者不可有其儀事、」などと規定されており、新家の取立は厳におこなわないものとする一方、寛政期の時点では准旧家に当たった長野・中村、新家であった上原・堀・長谷川が旧家の列とされたことがわかる。いずれも「近習

家及四五代者」の規定を踏まえたものと思われ、寛政期の規定を受けて、世代交代を続けながら、准旧家の一部の資格が上昇したことがわかる。

また、天保二年の規定では一度「病氣危篤之節実子無之、養子相続於有之者」とやや緩和が図られたものの、翌天保三年には「年齢四十歳以前、従他家年長之養子停止之事」として、あくまでも家司らの家督を早期に立て円滑な相続を図っていくことを義務づけていたことがわかる<sup>16)</sup>。

おわりに

本稿では、今出川家諸大夫・侍の記した役所日記「日次記」の記述をもとに、幕末期の今出川家の家政について一考察をおこなった。ここでは、幕末期において、常に寛政期の家法「家内式目」が前提とされ、家臣の編成・統制において重要な規準となっていたことを明らかにした。そして、天保期、安政期にそれぞれ当主による家法にかかわる修正がおこなわれ、特に後者の安政期には家政「改革」が意図されたものであったことが明らかになった。

幕末期の今出川家では当主が若くして早世するということが重なり、今出川尚季が二九歳、公久が三一歳、実順が三三歳と、いずれも若くして亡くなる事態が続き、「改革」の実効性がどこまでみえたか詳らかにしえないが、当主が若くして亡くなることにより、諸大夫が勘定帳の管理不正や浪費、莫大な借金を重ね、深刻な事態となっていた。公久・実順の跡を継ぐこと

になった脩季は、元治元年に未だわずか九歳であった。当然、そこには家政運営に支障をきたすことが想定され、諸大夫はじめ家臣らの統制とともに、自律的な運営が必要とされる事態であった。

最後に、「日次記」慶応元年十月朔日条（整理番号一三二五）を引用して論述を終えることとした。

一 今日列席ニ而左之通、御達之事、

一 前々御定壁書之御趣意、堅相守可申候事、

一 故中納言様御定之条々、且又堅相守可申候事、

一 当御所様御表江被為 成候節、決而不敬之儀仕間敷候事、

一 諸勝負事堅停止之事、

一 御用之外、上下御錠口其外等ニ而男女雑談無用之事、

一 仲番所・御台所等ニ而雑談昼寝等堅致間敷候事、

一 不寄何事新規取扱之儀者、時之惣奉行江申入、下知相請

候上、可取斗候事、

乙丑十月

右、御達ニ付、一片御請書差上候、如左、

一 故御所様御定置之、廉々并今度被 仰渡之条々堅相守可

申候、且不寄何事ニ、諸向往采新規之儀者勿論にて、銘

々役前之雖為所置、都而一々時之執政江申入、御差因之

取斗可仕候、決而自分一己之了簡ヲ以取斗仕間敷候、自

然向後不都合之筋工有之、蒙 御差当候共、其節一言之

申分ケ無御座候、為其一紙調印仕置候、以上、

年号月日 植田筑前守印（以下家司十五名名前略）

中川肥後守殿

前書之通、調印取之置候、尚都而新規之儀者、私令其節々  
被 伺可沙汰致候、以上、

中川肥後守印

右一紙、奥向上ケ置事、

右史料によれば、当主今出川脩季の達しとして仰せ渡され、諸大夫植田筑前守以下家司十五名が請書をして提出し、さらに諸大夫中川肥後守がこの達しを奥向へも上げたことがわかる。

条文には、「前々御定壁書」「故中納言様御定之条々」と記され、前者は、寛政期に今出川実種の制定した家法「家内式目」が「壁書」として受け継がれていたことを示し、それを遵守することが規範となっていたことがわかる。そして後者は、当主今出川脩季の父実順の制定した「御定」を表しているものと思われ、同様にその規定も遵守することが達せられていたことがわかる。

すなわち今出川家の家政においては、寛政期の家法と安政期の家法に画期を見出すことができ、特に後者の安政期の場合、家政の「改革」を意図されて実施されたものであった。

「菊亭文庫」の「日次記」には、他の公家との交際・儀礼のほか、領地の百姓との関係記事、経済向などの記載が確認できるが、もはや紙幅がなく、今後の課題としたい。

注

(1) 図書寮文庫、柳一七二四。

<https://shoryobu.kunaicho.go.jp/Toshoryo/Viewer/1000450740000/163291e398b44ea699a35ff1c4358fa7>

(2) 二〇二二年二月三日確認。

(2) 拙稿「二〇二二」「幕末期公家の家臣編成と掟―柳原家文書を中心に―」（『桜美林大学研究紀要 人文学研究』二〇二二年）。

(3) 箱石大「一九九三」「近世堂上家家臣の編成形態について―清華・広幡家の家臣を事例として―」（徳川林政史研究所『研究紀要』二七）、藤實久美子「一九九九」「近世後期西園寺家の家臣―諸大夫を中心に―」（『学習院大学史料館紀要』一〇）、西村慎太郎「二〇〇三」「近世後期堂上公家勸修寺家の雑掌について―藏人所衆地下官人袖岡文景『家記』を事例に―」（『史料館研究紀要』三四）、田中潤「二〇〇七」「門跡に出入りの人びと」（『身分的周縁と近世社会』八、吉川弘文館）、中村佳史「二〇〇七」「撰家の家司たち」（『身分的周縁と近世社会』八）、松田敬之「二〇一四」「幕末・維新期における撰家一条家家臣団の動向と朝臣意識」（『東京大学史料編纂所研究成果報告』二〇一五）『近世の撰家・武家伝奏日記の蒐集・統合化と史料学的研究 平成22、25年度科学研究費補助金基盤研究（B）研究代表者・松澤克行』など。

(4) 拙稿「二〇一〇」「近世公家の家内式目と家臣統制―清華家・今出川家を中心に―」（『東京家政大学人間文化研究所研究紀要』四、のち拙著『近世朝廷の法制と秩序』山川出版社、二〇一二年に再録）、拙稿「二〇一二」「近世公家の家内騒動と家臣統制」（『東京家政大学人間文化研究所研究紀要』六、のち『近世朝廷の法制と秩序』に再録）。拙稿「二〇一七」「近世撰家の家臣統制と家内秩序―享保期、一条家の家内騒動と家法を中心に―」（『東京大学史料編纂所研究紀要』二七（のち拙著『近世の公家社会と幕府』吉川弘文館、二〇二〇年

に再録)。

- (5) 前掲注(3) 箱石「近世堂上家家臣の編成形態について―清華・広幡家の家臣を事例として―」。
- (6) 専修大学図書館所蔵「菊亭文庫」には、分析対象とする記録一九九冊が、天保二年から明治七年までの「日次記」(整理番号一八九〜一三五六)、明治八年から明治三〇年までの「日記」「日誌」「御日記簿」(整理番号一三五七〜一三八七)が残っている。
- (7) 国立史料館編「一九八〇」『寛文朱印留』(東京大学出版会)。
- (8) 前掲注(4) 拙稿「近世公家の家内式目と家臣統制―清華家・今出川家を中心に―」、同「近世公家の家内騒動と家臣統制」。
- (9) 東京大学史料編纂所所蔵「実種公記」(徳大寺―四一―二三)。
- (10) 寛政期の家臣の場合、「禎子付」という記述が示すように、水戸家から輿入れた禎子に付いて今出川家に入った家臣の存在も一部含まれていたことが考えられる。
- (11) 「日次記」安政六年一月朔日条(整理番号一三〇一)によれば、京極朗徹は江戸屋敷の火災を理由に助成を断っている。また、「日次記」安政五年一〇月六日条(整理番号一二九七)によれば、高松藩主松平讃岐守頼種からの書翰が記され、近年の損耗や天災などを理由に、今出川家への助成を断る旨が伝えられている。
- (12) 今出川晴季女が本圀寺一七世大僧正となっている(東京大学史料編纂所所蔵「今出川家譜」、四一七五―二〇一)。
- (13) 前掲注(4) 拙稿「近世公家の家内式目と家臣統制―清華家・

今出川家を中心に―)。

- (14) 専修大学図書館所蔵「菊亭文庫」(整理番号一一五八)。
- (15) 前掲注(4) 拙稿「近世公家の家内騒動と家臣統制」。
- (16) 「家中家之格式」には「家督無之時、後家江相統相願候」という規定があり、家督が無い場合には後家が相統をおこなうことが規定されていたことがわかる。

#### (付記)

専修大学図書館には、「菊亭文庫」の閲覧にあたって大変御世話になった。記して謝意を表したい。